

大津市一般廃棄物処理基本計画中間見直し支援業務

仕 様 書

令和7年度

大津市 廃棄物減量推進課

第1章 総 則

1 委託業務名

大津市一般廃棄物処理基本計画中間見直し支援業務

2 委託業務の目的

大津市(以下「市」という。)では、令和3年12月に「一般廃棄物処理基本計画」(計画期間:令和4年度から令和12年度。以下、「現計画」という。)を策定し、一般廃棄物の適正処理を推進している。

本業務は、令和7年度に現計画の中間目標年度になることから、当初の目標に対する現状評価・分析を行うとともに、一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や関係法令等の改正等を踏まえた見直しを行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで

4 業務内容及び範囲

本業務の内容及び範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

ただし、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく市と協議の上、決定するものとする。

また、見直し後の計画は令和9年度からの運用を予定しているため、2か年の業務内容を以下のとおり想定している。

(1)令和7年度

- ア 現計画における現状評価、検証、課題の抽出及び基本的事項の整理
- イ ごみ組成調査、分析
- ウ 打ち合わせ協議

(2)令和8年度

- ア 一般廃棄物処理基本計画(改訂版)の素案作成
- イ 大津市廃棄物減量等推進審議会の運営支援
- ウ パブリックコメントの実施、とりまとめ
- エ 一般廃棄物処理基本計画の印刷製本(概要版含む。)
- オ 打ち合わせ協議

5 関係法令及び規則、基準等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係する法令・通知等を遵守しなければならない。

6 主任技術者

受託者は、本業務における主任技術者を定め、市へ届け出るものとする。主任技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。なお、主任技術者は技術士「衛生工学部門」を有し、資格取得後5年以上の実務経験を有すること。

7 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1)業務着手届
- (2)主任技術者届及び実施体制
- (3)工程表
- (4)業務完了届

8 打ち合わせ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と市担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

9 資料の貸与

- (1)市は、本業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を受託者に貸与するものとする。
- (2)受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、市の承認を得なければならない。また、貸与された資料は必要がなくなった時又は本業務完了時にすべて返却するものとする。

10 成果物の提出

受託者は、仕様書に定めのある場合又は市の指示する場合には、履行期間途中においても成果物の部分引き渡しを行うものとする。

11 守秘及び中立の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

12 業務の再委託

受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、本業務の一部を再委託することができる。

13 権利の帰属

本業務において作成された成果物や資料等に対する一切の権利は、市に帰属するものとする。

14 疑義

本仕様書及び本業務執行上疑義が生じた場合は、すみやかに市と受託者が協議してこれを定めるものとする。

15 成果物

(1)令和7年度

ア ごみ組成調査結果報告書	CD-ROM×2セット(正副各1セット)
---------------	----------------------

(2)令和8年度

ア 一般廃棄物処理基本計画	レザック巻き製本 A4版	150部
---------------	--------------	------

イ 一般廃棄物処理基本計画(概要版)	簡易製本 A4版	100部
--------------------	----------	------

ウ 大津市廃棄物減量等推進審議会の議事録	一式
----------------------	----

※(2)ア及びイは、電子データを別に納品すること。

※(2)ウは、審議会の開催に応じて都度、電子データで納品すること。

16 納品場所

大津市環境部廃棄物減量推進課

第2章 業 務 内 容

市の概況や一般廃棄物処理の現状を調査・整理した上で、現計画の目標に対する進捗を評価・分析することで、今後の課題や重点的に取り組むべき施策等を明らかにする。

なお、現計画の見直しに当たっては、平成 28 年 9 月改定の「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)等関係法令、指針等に準拠するとともに、国・滋賀県・市の関連計画等との整合を図るものとする。

1 基礎調査(令和7年度)

(1)市の概況の把握

- ア 人口、世帯動態
- イ 経済、産業の動向
- ウ 市の総合計画、環境基本計画等との関係

(2)ごみ処理の現状調査、整理

ア ごみ処理体系の概要

フローチャートを作成し、ごみ処理体系をわかりやすく整理する。

イ ごみ処理の現況

分別区分、収集・運搬、中間処理、資源化、最終処分等に分けて整理する。

ウ ごみ排出量及び処理実績の推移

過去5年間のごみ排出量及び処理量の実績をごみ種や処理過程ごとに整理する。

エ ごみ処理経費の推移

過去5年間の推移を一般廃棄物会計基準に基づき整理する。

オ ごみ処理の現状評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき現計画の目標に対する評価や他都市との比較を行う。

カ 問題点の整理と課題の抽出

上記調査を基にごみ処理の現状を分析した上で、問題点を整理し課題を抽出する。

キ 国、滋賀県、近隣市町の動向

環境省及び関係省庁、滋賀県の廃棄物処理、食品ロス、災害対策行政の動向を調査する。併せて、近隣市町における一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画、その他関係する計画・条例等の策定状況を把握し整理する。

(3)ごみ組成調査(食品ロス調査を含む)

市が指定したごみ処理施設にて、家庭系及び事業系ごみの組成調査を行う。

調査方法は、市が指定したパッカー車のごみを一定量積み下ろし、無作為に抽出したごみ袋20袋を展開する。その後、「燃やせるごみ」は、四分法にて40kg程度に縮分したのち、その全量について詳細な組成調査を行う。「燃やせないごみ」及び「プラスチック製容器包装」は、同様に展開した20袋を縮分することなくその全量について詳細な組成調査を行う。

ごみ組成調査項目は別表を基礎とし、詳細は協議の上決定する。なお、調査時期は令和7年11月～12月頃とし、調査場所は大津市北部クリーンセンター焼却施設及びリサイクル施設内とする。

ア 家庭系

対象品目は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック製容器包装」とする。対象地域は3地域(農村、新興住宅地、旧市街地)とする。なお、1地域につきパッカー車6台分(各品目2台分)の調査を行う。

イ 家庭系食品ロス

「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」(令和6年10月版環境省)に基づき、家庭系「燃やせるごみ」の厨芥類から、食べ残し、手付かず食品及びその他調理くず等の調査を行う。なお、調査は家庭系「燃やせるごみ」と同時に実施する。

ウ 事業系

対象は「燃やせるごみ」のみとし、パッカー車3台分の調査を行う。なお、調査方法及び調査量は家庭系燃やせるごみと同様(縮分後40kg)とする。

2 大津市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)素案の作成(令和8年度)

基礎調査及び市が別に実施するアンケート調査により明らかとなった課題等を踏まえて、一般廃棄物の発生抑制及び排出から収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの処理に関する基本計画の素案を作成する。

(1)ごみ処理基本計画

ア ごみの排出量及び処理量の見込み

(ア)人口、世帯及び事業活動等の将来予測

(イ)ごみ排出量の将来推計

a 発生抑制、再生利用及び循環型社会形成に向けた改善を行わない場合の推計

b ごみ減量施策及び再資源化施策等を実施した場合の推計

イ 分別収集するごみの種類と区分

(ア)現状の分別収集区分の整理、検証

(イ)プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチック分別収集の検討

ウ 家庭系及び事業系における新たなごみ減量施策の立案

エ 現計画における数値目標の見直し

オ その他必要な事項

(2)食品ロス削減推進計画

ア 計画策定の趣旨、経緯

イ 食品ロスの現状、課題

- (ア)全国の状況
- (イ)国、滋賀県の動向
- (ウ)組成調査の分析結果
- (エ)食品ロス削減に向けた課題、方向性
- ウ 削減のための施策
- エ 数値目標と推進体制の見直し

(3)生活排水処理基本計画

- ア 計画の基本理念、基本方針
- イ 生活排水処理の現状
 - (ア)生活排水処理の体系
 - (イ)生活排水処理の概要
 - (ウ)し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び処理状況の推移
- ウ し尿及び浄化槽汚泥処理人口、世帯及び排出量の将来予測
- エ 生活排水処理の課題の整理及び数値目標の見直し

(4)大津市廃棄物減量等推進会議の運営支援等

市が設置する審議会の運営支援(説明資料や議事録(発言趣旨を要約したもの)の作成)及びパブリックコメント実施時における支援(意見整理や回答案作成)を行う。

- ア 大津市廃棄物減量等推進審議会 年3回程度
- イ パブリックコメント実施の支援 年1回

別表1 家庭系燃やせるごみ

分類			備考
家庭系燃やせるごみ	紙類	新聞紙	
		チラシ・折り込み広告	
		雑誌	
		書籍・単行本	
		カタログ・パンフレット	
		紙パック・牛乳パック	裏側に銀色のコーティングのないもの
		ダンボール	
		紙製容器包装・雑紙	紙マークのあるもの、資源化できるもの
		OA 用紙、シュレッド紙、伝票等	オフィス用紙
		その他紙類	ティッシュペーパー等、資源化できないもの
		紙おむつなど	
	繊維類		古布・古着
	厨芥類	食べ残し	
		手つかず食品	
		その他(調理くず等)	
	草木類	刈り草、剪定枝	
		木製品	
	プラスチック	ペットボトル	
		発泡トレイ	白色トレイ
			色付トレイ
		発泡スチロール	納豆の容器
			その他発泡スチロール
		パック・カップ類	弁当容器、惣菜容器等
		プラ製ボトル	ペットボトルではないプラ製のボトル
		プラ製チューブ	マヨネーズ、ケチャップ、わさび、練り歯磨き等
		レジ袋、ビニール袋	
		フィルム・ラップ	
		その他プラ製容器	上記以外のプラ製容器(プラマークのあるもの)
		プラ製品	バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等
	ゴム・皮革製品		カバン、靴、ベルト等
	その他可燃物		上記以外
	その他不燃物		

別表2 家庭系燃やせないごみ

付表2 家庭系燃やせないごみ

家庭系燃やせないごみ	ガラスびん	飲食用	透明	
			茶色	
			その他	
		割れびん		飲食用のびんで割れたもの
		その他のびん		化粧品等、飲食用以外のびん
	その他ガラス、鏡等			
	陶器			茶碗、花瓶等
	缶	飲食用	スチール缶	
			アルミ缶	
		その他缶		スプレー缶、塗料用の缶等
	その他金属類			フライパン、なべ、はさみ等
	小型家電製品			
	電球、蛍光管			
	乾電池			
	小型充電式電池			
その他不燃物			上記以外	
その他可燃物				
プラ製品等				

別表3 家庭系プラスチック製容器包装

家庭系プラスチック製容器包装	発泡トレイ	白色トレイ	
		色付トレイ	
	発泡スチロール	納豆の容器	
		その他発泡スチロール	梱包用の箱、緩衝材等
	パック・カップ類		弁当容器、惣菜容器等
	プラ製ボトル		ペットボトルではないプラ製のボトル
	レジ袋、ビニール袋		
	フィルム・ラップ		
	プラ製チューブ		マヨネーズ、ケチャップ、わさび、練り歯磨き等
	その他プラ製容器		上記以外のプラ製容器(プラマークのあるもの)、キャップ
	プラ製品		バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等
	ペットボトル		
	その他不燃物		上記以外

別表4 事業系燃やせるごみ

分類			備考
事業系燃やせるごみ	紙類	新聞紙	
		チラシ・折り込み広告	
		雑誌	
		書籍・単行本	
		カタログ・パンフレット	
		紙パック・牛乳パック	裏側に銀色のコーティングのないもの
		ダンボール	
		紙製容器包装・雑紙	紙マークのあるもの、資源化できるもの
		OA 用紙、シュレッド紙、伝票等	オフィス用紙
		その他紙類	ティッシュペーパー等、資源化できないもの
		紙おむつなど	
	繊維類		古布・古着
	厨芥類		
	草木類	刈り草、剪定枝	
		木製品	
	プラスチック	ペットボトル	
		発泡トレイ	白色トレイ
			色付トレイ
		発泡スチロール	納豆の容器
			その他発泡スチロール
		梱包用の箱、緩衝材等	
		パック・カップ類	弁当容器、惣菜容器等
		プラ製ボトル	ペットボトルではないプラ製のボトル
		プラ製チューブ	マヨネーズ、ケチャップ、わさび、練り歯磨き等
		レジ袋、ビニール袋	
		フィルム・ラップ	
		その他プラ製容器	上記以外のプラ製容器(プラマークのあるもの)
		プラ製品	バケツ、鉢、おもちゃ、CD、ゲームソフト等
	ゴム・皮革製品		カバン、靴、ベルト等
	その他可燃物		上記以外
	その他不燃物		